

○あま市地域生活支援事業者の登録等に関する要綱

平成26年6月24日

告示第111号

(趣旨)

第1条 この要綱は、あま市障がい者移動支援事業実施要綱(平成22年あま市告示第75号)に規定する移動支援事業、あま市地域活動支援センター事業実施要綱(平成22年あま市告示第76号)に規定する地域活動支援センター事業、あま市日中一時支援事業実施要綱(平成22年あま市告示第77号)に規定する日中一時支援事業及びあま市訪問入浴サービス事業実施要綱(平成22年あま市告示第78号)に規定する訪問入浴サービス事業(以下「地域生活支援給付事業」という。)を行う者(以下「地域生活支援事業者」という。)の登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

(地域生活支援事業者の登録)

第2条 地域生活支援事業者の登録を受けようとする者は、事業の種類及び事業を行う事業所ごとに、事業開設予定日の属する月の前月10日までにあま市地域生活支援事業者登録(更新)申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、あま市地域生活支援給付事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成26年あま市告示第112号。以下「基準」という。)を満たし、基準に従って事業を適正かつ継続的に運営できると認められる場合に登録を行うものとし、あま市地域生活支援事業者登録済通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。ただし、この場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を行わないものとし、申請者に文書で通知するものとする。

- (1) 申請者が、法人でないとき。
- (2) 申請者の役員又はその事業所を管理する者(以下「役員等」という。)のうちに、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者があるとき。
- (3) 役員等のうちに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第36条第3項第5号の規定に該当する者があるとき。
- (4) 申請者が、第6条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。
- (5) 申請者が、障害福祉サービス事業者の指定を受けている場合に、その指定を取り消

され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。

(6) 申請者が、登録申請前5年以内に障害福祉サービス事業又は地域生活支援給付事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(7) 役員等のうちに、前3号に該当する事業者の役員等であった者が含まれるとき。

3 前項の規定により登録の通知を受けた地域生活支援事業者(以下「登録事業者」という。)は、その旨を当該登録に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(登録の更新)

第3条 前条の規定による登録は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下「登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前条の規定は、第1項の登録の更新について準用する。この場合において、前条第1項中「事業開設予定日の属する月の前月10日まで」とあるのは、「登録の有効期間の満了の日の属する月の10日まで」と読み替えるものとする。

(変更の届出等)

第4条 登録事業者は、当該登録に係る事業所の名称等届出事項に変更があったときは、変更届出書(様式第3号)により、10日以内に市長に届け出なければならない。

2 登録事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときはその廃止又は休止の日の1月前までに、休止した事業を再開したときはその再開の日から10日以内に、廃止・休止・再開届出書(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

(報告等)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、登録事業者若しくは登録事業者であった者若しくは当該登録に係る事業所の従業者であった者(以下「登録事業者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、登録事業者、当該登録に係る事業所の従業者若しくは登録事業者であった者等に対し出頭を求め、又は市職員に関係者に対して質問させ、若しくは登録事業者の当該登録に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証

明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(登録の取消し等)

第6条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録事業者の登録を取り消し、又は期間を定めてその登録の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- (1) 登録事業者が、第2条第2項第2号及び第3号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 登録事業者が、当該登録に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、基準を満たすことができなくなったとき。
- (3) 登録事業者が、基準に従って適正な事業の運営をすることができなくなったとき。
- (4) 地域生活支援給付事業の実施に対して支払われる給付金の請求に関し不正があったとき。
- (5) 登録事業者が、前条第1項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (6) 登録事業者又は当該登録に係る事業所の従業者が、前条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該登録に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該登録事業者が相当の注意及び監督を尽くしたと認められるときを除く。
- (7) 登録事業者が、不正の手段により第2条第2項の登録を受けたとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、登録事業者が、地域生活支援給付事業の実施に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- (9) 登録事業者が障害福祉サービス事業者の指定を受けている場合において、当該指定が取り消されたとき又はその指定の全部又は一部の効力が停止されたとき。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、地域生活支援事業者の登録等に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成26年3月31日までに、あま市障がい者移動支援事業実施要綱、あま市地域活動支援セ

ンター事業実施要綱、あま市日中一時支援事業実施要綱及びあま市訪問入浴サービス事業実施要綱の規定によりなされたそれぞれの事業の登録の申請は、この告示の第2条第1項の規定によりなされた地域生活支援事業者の登録の申請とみなす。